

# 第 1 部

■ 環境基本計画のめざすもの ■

## (1) 計画策定の背景

※ 当初計画（2000(平成12)年度策定）の策定の背景を記載しています。

### 環境への新たな取組みの必要性

- 今、ダイオキシン類(\*注1)・環境ホルモン(\*注2)への不安、干潟の消滅、失われつつある熱帯林、地球温暖化などの環境問題への関心が高まっています。これまで課題となっていた産業型公害は様々な努力の積み重ねによって一段落する一方で、地域の環境から地球規模までの環境問題が指摘され、生命に対する危機感が高まり、将来への不安が広がっています。
- これまで、人類が豊かに生きるため利用する対象として自然を見てきましたが、生命の起源や生態系の解明が進むなかで、人間と自然が共存できるような持続可能な発展(Sustainable Development)(\*注3)をめざし、くらしの豊かさの内容と価値を重要視するようになってきました。
- さらに、豊かさやゆとりを希求するためにも、自然生態系は豊かな人類のくらしを支える基盤であるとの認識も高まっています。
- そして、地域及び地球の持続可能な発展のため、将来世代へ重荷を負わせることのないような「世代間の公平」をめざして、新たな環境問題に積極的な取組みを行う必要があります。

### 地域から地球環境問題へ取り組む必要性

- 地球環境問題は、1992(平成4)年にブラジルで開催された地球サミットで「環境と開発に関するリオ宣言」や「アジェンダ21(21世紀に向けた行動計画)」が採択され、また、「気候変動枠組条約(温暖化防止)」と「生物多様性条約」が締結されたことで、注目を浴びるようになってきました。
- また、アジェンダ21では、ローカルアジェンダ21が提唱され、地域から国境を越えて地球環境問題へ取り組むことの重要性が強調されました。
- また、1997(平成9)年の京都会議(気候変動枠組条約第3回締約国会議)で提唱されているように、地球温暖化対策は急務の課題です。
- そのような流れを受け、国でも1993(平成5)年に「環境基本法」が制定され、我孫子市では1997(平成9)年に環境条例を制定し、環境基本計画を策定することとしました。このように、地域から地球環境問題へ取り組む必要があります。

(\*注1) 有機塩素系化合物のポリ塩化ジベンゾダイオキシンの略称で、除草剤など農薬を製造する際、副産物として生成する。ベトナム戦争で米軍が枯れ葉剤を使用した際に含まれていて、多くの奇形児出産の原因になったといわれている。近年日本でもごみ焼却灰からダイオキシンが検出され問題となっている。

(\*注2) 環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用を攪乱することを通じて、生殖機能を阻害するなどの作用をもつ。外因性内分泌攪乱物質。

(\*注3) 1987年の「環境と開発に関する世界委員会」で提唱された言葉で、1992年のブラジルでの地球サミットでキーワードとなった。1992年に作成された「新・世界環境保全戦略」(国際自然保護連合(IUCN) 国連環境計画(UNEP) 世界自然保護基金(WWF)による共同作成)によると、「人々の生活の質的改善を、その生活支持基盤となっている各生態系の収容能力限界内で生活しつつ達成すること」と定義されている。この考え方は、1993年に制定された「環境基本法」の理念に引き継がれている。

## 市民・事業者の活動が環境の加害者となることの自覚の必要性

- 我孫子の自然環境のシンボルである手賀沼は、1999(平成11)年度で26年間も湖沼水質汚濁のワーストワンを続けています。これは、1965(昭和40)年前後から手賀沼流域での急速な都市化による人口増加のため生活排水の流入が増えたためで、手賀沼の水質汚濁の約70%は生活からのものです。しかも、野鳥のオアシスといわれている手賀沼ですが、1959(昭和34)年には3万羽飛来していたと推計されていますが、今では約4千羽に減少しています。
- また、かつて身近な生き物だったトンボ、ホタル、メダカなどが、市街化の進行や手賀沼や水路の水質汚濁など自然環境の後退により絶滅の危機に瀕しています。
- 一方、まちの中には多様な自然環境が残っており、斜面林に囲まれて緑は豊かに見えますが、市全体の樹林地、農地などの占める面積は47%と低く、さらに市街化区域内では13.8%と県内市町村の中で最低となっている現状でもあります。
- このように、くらしや事業活動から出される自動車の排気ガスや生活排水が、身近なくらしの環境を悪化させる要因であり、地球温暖化・大気汚染や河川・沼の水質汚濁の原因となっています。市民・事業者の活動は、エネルギーや多くの物質を消費し、地域のそして地球規模の環境の加害者となっていることを自覚する必要があります。

## 市民や事業者の環境保全活動を広げる必要性

- このような現状を憂い、市民による手賀沼浄化の活動や自然保護運動などの環境に関わる市民活動が広く展開されています。市町村の枠を超えて手賀沼流域の団体で1995(平成7)年12月に結成された「美しい手賀沼を愛する市民の連合会」は、市民の手づくりによる浄化活動を進めています。また、「我孫子野鳥を守る会」は1972(昭和47)年から長期にわたって手賀沼の野鳥を調査しつづけ、全国的に高い評価を受けています。1988(昭和63)年に結成された「古利根の自然を守る会」は、古利根沼周辺整備構想の策定段階から計画づくりに参加し、雑木林(\*注1)づくりを市と協働で進めています。
- さらに、街区公園(\*注2)・街路樹・緑地帯などを、地域の市民が自主的に管理を行い、緑豊かなまちに向けての努力が続けられています。
- 一方、1981(昭和56)年からごみの減量化と資源の再利用を図るために始まった我孫子式集団資源回収方式は定着し、コンポスト(\*注3)や微生物による生ごみリサイクルに取り組む人々のネットワークも広がっています。

(\*注1) 一般的には落葉広葉樹林であり、おもに薪や炭の原料を得るために使用され、定期的に伐採を繰り返してきた。農用林として利用されてきたものでもある。(1996年、亀山章「雑木林の植生管理」)

(\*注2) 都市公園法により定められた公園の種別の一つ。街区の市民を主な利用対象者として想定している。

(\*注3) 堆肥のことで、わら、もみがら、樹皮、家畜の糞尿など動植物質の有機物を微生物によって完全に分解したもの。生ごみを比較的短期間に発酵させて衛生処理した堆肥や、生ごみ堆肥化容器のことを指す場合もある。

- 事業者では、1991(平成 3)年に我孫子エコワーク町会が組織され、市内事業者を対象とした資源化事業が進められています。また、市内スーパーなどでは、発泡トレーの回収ボックスの設置や買い物用ポリ袋削減のための取組みなどが行われ、環境問題に積極的に取り組む事業者が拡大しています。
- このような環境への加害者の立場を意識しながら、地域の環境の改善を着実にを行う活動をさらに広げていく必要があります。

## ■ くらしからの環境づくりの必要性

- これからのまちの自然環境や生活環境は、市民の暮らしと事業活動によって左右されます。20 年後の世代がどのようなまちでくらすのかを、私たちの世代が決定づけてしまいます。また、市民の暮らしや事業活動は地域の環境だけにとどまらず、地球規模の環境へも影響を与えています。「世代間の公平」「地域間の公平」の視点に立って、より良い環境を保つようなライフスタイル(生活様式)を取り入れ、まちづくりを進めることを『環境づくり』と定義して、市民・事業者と協働で環境政策に取り組んでいく必要があります。

## (2) 改定の背景

- 我孫子市では、2001(平成 13)年に「人と鳥が共存し、手賀沼を誇れるまち」をめざすまちの姿として「我孫子市環境基本計画」を策定し、これに基づく環境施策を通じて、良好な環境づくりに取り組んできました。
- 一方、策定から10年が経過し、環境を取り巻く状況は大きく変わりつつあります。また、2011(平成 23)年にまちづくりの最高指針である基本構想が一部見直されました。

### 《地球温暖化問題》

IPCC(気候温暖化に関する政府間パネル)が2007(平成 19)年に公表した第4次報告書では、人為的な地球温暖化の一層の深刻化が確認されました。また、2008(平成 20)年から京都議定書の第一約束期間がスタートし、温室効果ガスの削減に向けた着実な取組みによる成果が問われる状況となっています。

### 《循環型社会形成》

2000(平成 12)年に循環型社会形成推進基本法が成立し、2003(平成 15)年に、循環型社会形成推進基本計画が策定されました。2008(平成 20)年には第2次循環型社会形成推進基本計画が策定され、循環型社会の形成に向けてより一層の取組みが求められます。

### 《生物多様性》

2008(平成 20)年に生物多様性基本法が成立し、さらに、自治体においても生物多様性地域戦略の策定が努力義務として課せられました。

また、2010(平成 22)年には、COP10(生物多様性条約第10回締約国会議)が名古屋市で開催されるなど、生物多様性に対する配慮がこれまで以上に必要となりました。

### 《放射能汚染》

2011(平成 23)年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波により、東京電力福島第一原子力発電所が、その施設と設備に深刻な被害を被り、大規模な放射能漏れ事故を起こしました。事故に伴い、大量の放射性物質が大気、土壌、海洋等の環境中に放出され、放射能汚染による健康被害が懸念される状況となりました。

### 《国・県の環境基本計画》

2006(平成 18)年に『第3次環境基本計画—環境から開く 新たなゆたかさへの道—』が策定され、大きなテーマとして「環境・経済・社会の統合的向上」が示されました。

また、千葉県では、1995(平成 7)年の千葉県環境基本条例の制定を受け、1996(平成 8)年に環境基本計画を策定し、その後、2008(平成 20)年に見直しが行われ、「環境自治」という概念を導入し、基本目標達成に向けた取組みを行っています。

- 以上のように、環境問題は地域を越えた重要な課題となっています。そのような社会情勢や環境施策の動向を踏まえて、我孫子市の現状に応じたより良い環境づくりに取り組むために「我孫子市環境基本計画」を改定することとしました。

### (3) 改定の視点

- 我孫子市環境基本計画の柱である5つのまちづくりの考え方は、今後の動向にも対応できることから、環境問題に取り組む上で維持すべき基本理念として、引き続き継承していきます。
- 前期計画の課題や、地球温暖化対策など今後さらに充実していくべき課題を踏まえ、施策展開の方向性について、重点的な取組みの検討を含めて見直しをしました。
- 今回の改定にあたっては、環境基本計画の柱となる環境づくりの達成状況がわかるように、指標と目標を定めました。

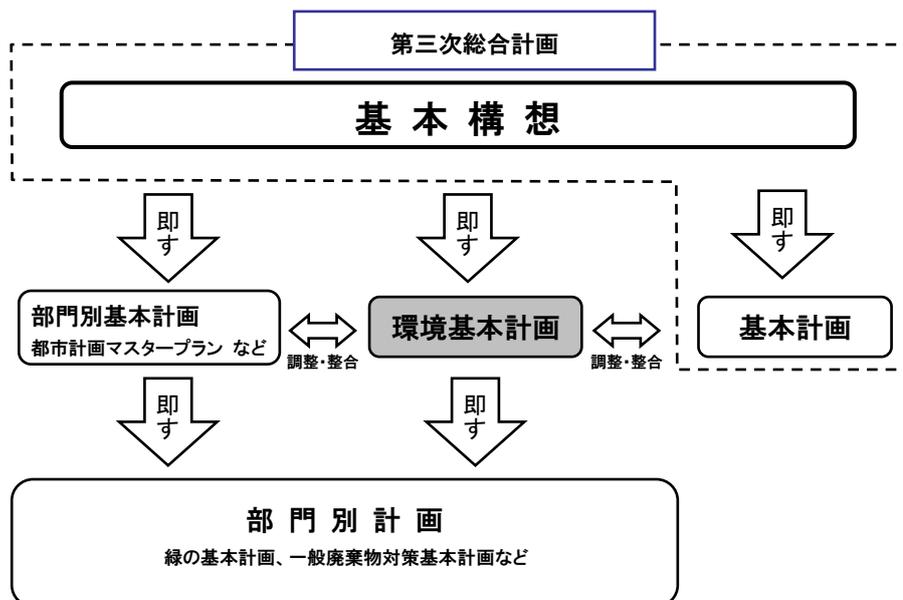
(1) 計画の目的

- 我孫子市の環境の課題は、自然環境、生活環境、地球温暖化などと多岐にわたります。それらの課題を一つ一つ解決しながら、21世紀のまちとくらしを展望した総合的な“まちづくり”をめざすために、我孫子市環境条例に基づき、環境基本計画を2001(平成13)年3月に策定し、市民・事業者と行政が協働して、環境の保全・復活及び創造を進める拠り所としてきました。
- この“まちづくり”とは、都市としての施設や道路などの物的なモノづくりだけではなく、地域の社会、経済、歴史、伝統、文化、交流及び環境など生活の基盤となるあらゆる要素を含めたくらしそのものの創造をめざすことです。
- それは、市民、事業者、行政がそのようなまちづくりの主体となることでもあります。住みやすいまちだけではなく、住んで良かったと思えるような誇りを持つまちをめざしていきます。

(2) 計画の期間

- 本計画の期間は、2001(平成13)年度からの20年間とし、改定後の計画は、2012(平成24)年度から2020(平成32)年度までの9年間とします。

(3) 計画の位置づけ



環境基本計画でめざすまちの姿を

### 『人と鳥が共存し、手賀沼を誇れるまち』

とし、手賀沼を我孫子の環境のシンボルとし、野鳥の生息をまちづくりの‘ものさし’として、我孫子でのくらしを誇れるまちをめざしていきます。これを実現するために次の5つのまちづくりを進めていきます。

#### 自然の成り立ちと営みを踏まえた、自然環境を活かしたまちづくり

- 我孫子は、手賀沼・利根川にはさまれ、台地上は住宅地で、中間領域には斜面林や水田が広がり、比較的恵まれた自然環境が残っています。また、台地には谷津(\*注1)が入り込み、複雑な地形に寄り添って人々がくらしを営んできました。そのような自然の成り立ちの上に、農業が営まれ、人が手を加え続けることで農村環境が形成され、多様で豊かな生態系が維持されてきました。
- また、手賀沼や古利根沼など首都圏(\*注2)30km圏内では貴重な水辺があり、水田が広がり、斜面林に囲まれている自然環境は、我孫子の魅力です。これを、まちの資産としてまちづくりの可能性を広げ、多くの人々がその魅力を知り、発見し、ふれあい、活動できるようなしくみを創り出していきます。
- さらに、我孫子の重要な産業の一つであり、しかも自然環境を支えている農業を再認識し、農業の多面的機能を活かしていきます。
- このような手賀沼と利根川、そして我孫子の原風景をくらしの中から認識できるように【自然の成り立ちと営みを踏まえた、自然環境を活かしたまちづくり】をめざし、〈まちの骨格づくり〉や〈環境を活かしたまちの活力づくり〉を進めていきます。

#### 人と自然との関わりを大切に、鳥などの生き物と共存するまちづくり

- かつての我孫子は、水田、畑、雑木林などがあつた里山でした。水田では水を上手に使い、水路を管理してきました。そして、雑木林やスギ林では、下草を刈り、落ち葉を集め、植林を行い、また伐採と萌芽が繰り返し行えるように人の手が加わり続けてきました。
- このような人の手が適度に加えられた二次的自然がモザイクのように配置されている農村環境に支えられ、野鳥・小動物・昆虫・草花など多様な生物が生息していました。
- この自然との関わりや、自然に手を加えながら自然と寄り添ってくらししてきた人々の知恵と工夫を、学び、伝えるしくみを創り出していきます。

(\*注1) 谷津とは、台地に深く刻まれた谷間のことで、谷間の水田を谷津田という。現在では、この谷津の地形と湧き水などを利用した谷津田、さらに谷の両側の斜面の雑木林までを含めた一体的な環境を谷津とよんでいる。

(\*注2) 首都圏整備法(昭和49年制定)では、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県を首都圏としている。

- そして、自然を育み、親しみ、楽しむことにより、手賀沼と利根川が野鳥のオアシスであり続けられるように鳥などの生き物と共存する【人と自然との関わりを大切に、鳥などの生き物と共存するまちづくり】をめざしていきます。
- そのため、市全体で水田・畑・樹林地・社寺林など様々な自然環境を保全し、復活し、多様な生物が生息する空間づくりによって〈まち全体で支える環境づくり〉を進めていきます。

### まちなシンボルとして手賀沼を誇れるまちづくり

- 手賀沼の自然環境は、我孫子の貴重な財産であり、まちなシンボルでもあります。
- そのような手賀沼の水の回復と自然環境の復活のために、手賀沼を思いやり、手賀沼とともにくらすことを誇りにしていきます。
- また、手賀沼の水質浄化に取り組む人々の知恵や力の輪を広げ、手賀沼流域の人々との連携を強化していきます。
- このように、手賀沼を環境のシンボルとして、「手賀沼を誇れるまちづくり」をめざしていきます。

### 環境にやさしい新たなライフスタイルと社会システムづくり

- まちな環境、そして地球規模の環境は、市民・事業者のくらしや活動のあり方によって大きく左右されます。環境の改善のためには、市民や事業者一人ひとりの自覚と行動が重要となっています。
- このため、まちな主人公である市民・事業者が、環境の現状を知り、課題を発見し、改善のための行動を行う〈新たなライフスタイルづくり〉に取り組みます。さらに、市民・事業者による環境にやさしいくらしや活動の輪を広げ、その取り組みを支える〈社会システムづくり〉をめざしていきます。

### 市民と協働で、きめ細かい地区づくり

- 我孫子は東西に細長い地形で、各地区でまちな成り立ちやまちをとりまく環境はそれぞれ特徴があります。さらに、その地区の中を詳細にみると、まだまだ貴重な自然環境や歴史的・文化的遺産が多く残り、人々は様々な活動を繰り広げています。
- そして、人々が身近に現状を知り、課題を発見し、解決することができるくらしの空間としての地区では、市民活動が主体となって自らが誇れるまちとして地区をつくりあげることができます。
- このため、市民・事業者と協働し、各地区の魅力を再発見し、活用した【環境を支えるきめ細かい地区づくり】をめざしていきます。

## 環境基本計画の体系

### 人と鳥が共存し、手賀沼を誇れるまち

#### 環境基本計画の めざすもの

- 自然の成り立ちと営みを踏まえた、自然環境を活かしたまちづくり  
.....
- 人と自然との関わりを大切に、鳥などの生き物と共存するまちづくり  
.....
- まちのシンボルとして手賀沼を誇れるまちづくり  
.....
- 環境にやさしい新たなライフスタイルと社会システムづくり  
.....
- 市民と協働で、きめ細かい地区づくり

#### 環境づくりの具体的な展開

①自然環境を活かしたまちづくり	(1) 自然環境ゾーンの形成と環境軸づくり
	(2) 環境を活かしたまちの活力づくり
②生き物と共存するまちづくり	(1) まち全体で支える環境づくり
③手賀沼を誇れるまちづくり	(1) 手賀沼の水を浄化し、再生をめざす
	(2) 手賀沼を守り、手賀沼を活かす
	(3) 手賀沼を感じ、手賀沼とくらす
④環境にやさしい新たなライフスタイルと社会システムづくり	1. 環境にやさしいライフスタイルづくり
	(1) 環境への負荷を少なくするくらしを工夫する
	(2) 環境にやさしいライフスタイルを創り出す
	(3) 環境にやさしいくらしを学び、行動し、広げる
	(4) くらしの中から快適な住宅地環境を創り出す
	2. 環境にやさしいくらしを支える社会システムづくり
	(1) くらしをおびやかす環境問題を解決する
	(2) 環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築をめざす
(3) 健全な水循環システムの回復をめざす	

#### 環境を支えるきめ細かい地区づくり —地区の活動で環境づくりを推進する

##### 1. 地区別計画のめざすもの

2. 地区別計画 | 我孫子地区 天王台地区 湖北地区 新木地区

重点施策

1) 基本的な考え方 2) 自然環境ゾーンを活かした環境軸づくり 3) 魅力が感じられる環境の広がりを活用する 4) 自然環境ゾーンをつなぐ軸の形成	谷津ミュージアム事業の推進 ▶ P.62
1) 環境保全型農業を推進する 2) 環境を活かしてまちの活力をつくる	
1) 全市的に生物生息空間と移動空間のネットワークの網の目を張り巡らす 2) 台地の上から水循環の回復に挑戦する 3) 限られた緑の保全と復活でつながりをつける 4) 人と鳥が共存するまちづくり 5) 我孫子の地形を感じるしくみづくり	我孫子を取り囲む斜面林を保全・再生する ▶ P.74
1) これまでの水質浄化対策を継続しつつ、更なる浄化対策を進める 2) 安心してふれあえる豊かで清らかな水の回復に取り組む	多様な主体による手賀沼浄化の推進 ▶ P.78 手賀沼に流れ込む汚濁物質の削減 ▶ P.78
1) 手賀沼本来の生物の多様性を保全する 2) 手賀沼とふれあい、手賀沼に学ぶ 3) 手賀沼での生業を支え、手賀沼を活かす	
1) 手賀沼を感じる市街地づくり 2) 手賀沼を取りまく人々の知恵と力の輪を広げる	
1) 暮らしを工夫して、地球温暖化対策や省エネに取り組む 2) 身近な暮らしから環境美化と水質改善に取り組む	二酸化炭素の排出の低減の取組み ▶ P.89 電気・ガス使用量の低減の取組み ▶ P.90
1) 暮らしを工夫し、新たなライフスタイルを創り出す 2) 自然に育まれてきた文化や知恵を暮らしに取り入れる	暮らしの中へエネルギーの新技术を取り入れる取組み ▶ P.92
1) 暮らしの中で環境学習に積極的に取り組み、活動を広げる 2) 環境保全の活動の輪を広げ、つなげていく	
1) 自然が感じられる住宅地づくりを進める	
づくり	
1) 良好な生活環境を守り、改善する 2) 新たな環境問題へ機敏に取り組む	放射能汚染への対応 ▶ P.101
1) 資源循環型システムづくりに発生源から取り組む	市民・事業者のごみ排出量削減のさらなる取組み ▶ P.103
1) まちの特性を踏まえた水循環システムづくりを進める	

環境を創り出そうー

布佐地区

重点施策は、環境基本計画を推進していく上で、全体をリードしていく施策として、特に重点をおいて取り組んでいくものです。

